

太平洋同盟のメルコスールとの関係強化—その意義と必然性 (その3)

桑山幹夫^{*1}

III. 関連強化の必然性

本レポート(その1)では、太平洋同盟とメルコスール間の関係強化の意義とその可能性について論考した。また、両統合スキーム加盟国間で進行する市場主導の「事実上の統合」(*de facto integration*)の進捗状況について(その2)で考察したが、この「事実上の統合」の業績を法の上より確かなものにするために、官民連携主導での新しい「制度的な統合」(*de jure integration*)を民間側が必要だとする認識もある。しかし現状ではラテンアメリカ域内貿易の約9割が既に特惠関税の下で取引されている。メルコスールとメキシコ、メルコスールと中米諸国の例外を除けば、太平洋同盟とメルコスール加盟国は既に二国間もしくは準統合間で締結、あるいは署名済の協定網で連結されている。本レポート(その3)では「制度上」の統合プロセスの進捗状況を分析し、太平洋同盟議定書がメルコスール協定と収斂する可能性について模索する。

B. 「制度的統合」の観点から

1. 貿易自由化とFTA網

大胆でかつ急激な貿易自由化の結果、ラテンアメリカ諸国での関税その他の貿易障壁は過去30年間で大幅に低減した。具体的には、最恵国関税率の平均値は、80代の40%から21世紀最初の十年に10%まで低下し、自由貿易協定(FTA)締結による特惠関税削減を加味すると、ラテンアメリカは広範囲な貿易自由化を推進してきた。また、ラテンアメリカ域内でも関税障壁の削減が顕著となってきている。これは、1980年代後半から始まった様々な準地域統合スキーム内での貿易協定、数多くの域内諸国間や準地域間で締結された協定、及び数か国が推進した自発的なユニラテラル貿易自由化の成果を反映している。ラテンアメリカ統合連合(LAIA/ALADI)によると、LAIAの12加盟国間(パナマの加盟以前)での貿易における無関税対象の品目の割合が1995年の21.8%から2014年の70.9%まで上昇してきているが、メルコスールとアンデス共同体諸国間で自由貿易協定や経済補完協定が締結されたことで、これから数年でより高い割合に達すると考えられる。

太平洋同盟とメルコスール加盟国は既に、二国間もしくは準統合間で締結、あるいは署名済の協定網でカバーされている(表一8)。協定の中には、従来の経済補完協定(*Acuerdos de Complementación Económica*)や部分的協定(*Acuerdos de Alcance Parcial*)のように関税障壁軽減・撤廃に焦点を当てる協定の領域を遥かに超え、サービス業(越境サービス、金融サービス、電子商取引、商用関係者の一時入国等)投資(投資家—国家間の紛争解決も挿入)、政府調達も含む包括的なものも出て来ている。過去30年で構築された貿易協定網によって、未だに関税障壁は完全には撤廃されていないが、両統合域内貿易の大半が無関

*1 法政大学兼任講師・ラテンアメリカ協会常務理事。本稿で示された見解は著者個人のものであり、必ずしもラテンアメリカ協会の見解を反映するものではない。

税か低関税率の対象となっていることから、ラテンアメリカでは関税が地域統合の最先優位事項ではなくなった。ただ、メルコスールとメキシコ、メルコスールと中米諸国との協定が存在しておらず、いまだに幾つかの「ミッシングリンク」が残存していることは否めない。上記の例外として、メルコスール・メキシコ自動車協定²とメキシコとウルグアイの二国間貿易協定が挙げられる。

表一八 太平洋同盟・メルコスール加盟国間の貿易協定（署名済みも含む）
2014年9月現在

	コロンビア	チリ	メキシコ	ペルー	コスタリカ	パナマ	アルゼンチン	ブラジル	パラグアイ	ウルグアイ	ベネズエラ
コロンビア											
チリ	太平洋同盟 (2014年) FTA(2009年)										
メキシコ	太平洋同盟 (2014年) FTA(ベネズエラ・ メキシコ無効)	ACE(41)/FTA (1999年)									
ペルー	太平洋同盟 (2014年) アンデス共同体 (1969年)	FTA (2009年)	FTA(2012年) ACE協定第67号								
コスタリカ	FTA 署名済み (2013年)	中米/チリFTA (1999年)	中米/メキシコFTA 署名済み(2011年)	FTA (2013年)							
パナマ	FTA未発効 (2013年)	FTA (2008年)	FTA 未発効(2014年)	FTA (2012年)	中米/パナマFTA 署名済み(2012年)						
アルゼンチン	ACE(59) (2005年)	ACE(35) (1996年)	ACE枠組み(54)* ACE(55自動車)**	ACE(58) (2005年)							
ブラジル	ACE(59) (2005年)	ACE(35) (1996年)	ACE枠組み(54)* ACE(55自動車)	ACE(58) (2005年)			メルコスール (1991年)				
パラグアイ	ACE(59) (2005年)	ACE(35) (1996年)	ACE枠組み(54)* ACE(55自動車)	ACE(58) (2005年)			メルコスール (1991年)	メルコスール (1991年)			
ウルグアイ	ACE(59) (2005年)	ACE(35) (1996年)	ACE枠組み(54)** ACE(55自動車)	ACE(58) (2005年)			メルコスール (1991年)	メルコスール (1991年)	メルコスール (1991年)		
ベネズエラ	AAP(28) (2012年)	AAP(28) (2012年)		アンデス共同体ACE 未発効(2012年)	AAP(26) (1986年)		メルコスール 署名(2005年)	メルコスール 署名(2005年)	メルコスール 署名(2005年)	メルコスール 署名(2005年)	
ボリビア	アンデス共同体 (1969年)	AAP(22) (1993年)	ACE66号 (2010年)	アンデス共同体 (1969年)			ACE(36) (1997年)	ACE(36) (1997年)	ACE(36) (1997年)	ACE(36) (1997年)	ACE(36) (1997年)

注：FTA(自由貿易協定)AAP(Acuordo de Alcance Parcial)(部分的協定)、ACE (Acuerdo de Complementación Económica) (経済補完協定)を指す。

*2006年1月発効したメルコスールーメキシコ枠組み協定(ACE54号)では、メルコスールとメキシコが相互貿易・投資促進に向けて、関税・非関税を軽減撤廃することで合意しているが実際には交渉は行われていない。**アルゼンチンは、メルコスールーメキシコ自動車協定(ACE55号)を2012年6月から停止。

出所：米州機構(OAS)貿易協定データベースから著者が作成。

²メルコスール・メキシコ ACE 55 号(自動車協定)は、2002年9月に署名され、2003年1月にブラジルとメキシコで発効した。原産地基準を満たす自動車と自動車関連製品部門において、各国間が相互に輸入税を削減するのが目的である。メキシコがメルコスール4カ国とそれぞれ二カ国間協定を結んだ。2012年3月に、ブラジルとメキシコ間で自動車協定が見直され、域内調達率の順次引き上げと完成車の無税輸入枠の設定で合意した。また、完成車の原産地規則も改定され、域内付加価値基準(RVC)が30%から13年3月19日までに35%、16年3月19日までに40%に引き上げられることが決議された。アルゼンチンは、メルコスールーメキシコ自動車協定(ACE55号)を2012年6月から停止している。

太平洋同盟加盟国とメルコスール加盟国が何かの形で貿易協定に繋がっている現状では、メルコスールとメキシコ、メルコスールと中米との協定が現実化した際に、メルコスール諸国は、太平洋同盟の新加盟国に課された 2 条件、一即ち「開かれた地域主義」の原則を共有し、原加盟国全てとの間で FTA を締結していることが加盟の条件一、の一つを満たすことになる。太平洋同盟の加盟国拡大の意味においても、上述の「ミッシングリンク」が埋められることが重要だ。

2. 太平洋同盟

2014 年 2 月 10 日に署名された「太平洋同盟枠組み協定の追加議定書」は市場アクセス、投資、サービス、投資、政府調達、原産地規則、貿易円滑化と税関協力、衛生植物検疫、技術的貿易障害、紛争解決制度、透明性などを自由化の対象としており、サービスでは、越境サービスだけでなく、金融サービス、海運サービス、電子商取引、電気通信などの分野も含むことで、包括的な自由貿易協定となっている。その他に、中小企業による貿易協定の活用促進、競争力の向上、域内での「規模の経済」達成、サプライ・チェーン開発などの「分野横断的事項」も同同盟の目標として挙げている。また、協定を更に発展させ、新たな課題に対応するための仕組み（モニタリング・協力メカニズム）も組み込もうとしていることで「生きた協定」の性格を持っている。同協定は、その包括的な性格からして、表面的には TPP と類似性を持つ 21 世紀に相応しい「深い」貿易協定と見えるかもしれない。

しかし、太平洋同盟は、市場アクセスの面に関して、現実的な目標を掲げていることに留意したい。追加議定書では、1) 締結時で 92% の品目の関税が即時撤廃、2) 残りの品目は段階的に 3 年及び 7 年の期間で関税削減・撤廃、3) 高度に敏感な品目については、最高 17 年と長期の関税削減スケジュールを適用、4) 砂糖と幾つかの関連商品は優遇措置から除外と規定されている。現在 12 カ国間で交渉中の環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)では 96%以上の品目が関税即時撤廃の対象とされており、それと比較すると太平洋同盟はより柔軟で漸進的な自由化を目指している。関税撤廃は漸次的に実行され、協定締結国の国内事情を考慮した実践的な自由化スケジュールである。追加議定書には、これまで悪用されることが多かった緊急輸入制限(セーフガード)³や相殺関税措置⁴が認められている点では、従来のラテンアメリカ内の協定と変わりなく、同協定が実践的であるもう一つの理由である。同協定の主要目的は、同盟国の国際的なビジネス部門が持つ特定の海外市場での競争上の優位を確保または強化しながら、国内産業を徐々に対外競争に開放することにある。

サービスの分野では、4 カ国間での二国間貿易協定に含まれる基準・規制を超えるコミットメントに合意している⁵。また、電子商取引、金融サービスなどこれまで二国間協定に含まれていなかったサービス分野でも自由化の合意が成立した。電子商取引、金融サービス、海運サービスにおいても今回は自由化義務を負っている。よって、ペーパーレス貿易と電子認証とデジタル証明書の制度が促進される。また、デジタル商品は関税の対象とはなら

³ 特定品目の輸入急増で国内産業が重大な損害を与えていることが確認され、かつ国民経済上緊急の必要性が認められる場合に、損害を軽減するための関税の賦課又は輸入数量制限の適用と認める制度を指す。

⁴ 輸出国の補助金を受けた輸入商品に対し、国内産業保護のために補助金額の範囲内で割増関税を課す制度。

⁵ 例えば、電気通信分野が加盟国の主要企業に開放されることになった。例えば、メキシコの電気通信部門では 100%の対外投資が認められ、チリとの二国間協定では 49%に制限されていた外資参加率が 100%まで自由化された。また、以前外資参加が 49%に制限されていた放送部門が初めて同同盟の投資家に開放された (Direcon 2014c)。

ないとの合意に達している。金融サービス（銀行・保険）では、自由化と保護のレベルを維持し、それぞれの国の法律を統合することで、同 4 カ国からの投資家及びサービス供給者に対する法的確実性を高める。国際輸送および関連サービスにおいては、同盟国の港湾での同盟国所属の船舶に対して非差別的待遇を保証し、船舶とその乗組員の入国書類・手続きを簡素化することに焦点をあてる。ただ、近年に太平洋同盟加盟国間で締結された自由貿易協定においても、これらのサービス分野の多くが含まれており、同同盟諸国にとって必ずしも目新しいことではない。海運分野での協力は、太平洋同盟が太平洋海路を共有する同加盟国にとって特に重要な点である。世界貿易機構(WTO)枠内での海上輸送サービス交渉を先駆けるものではない。

太平洋同盟のメリットとして、原産地規則を簡素化とその統一化を図ることが挙げられる。民間企業が貿易協定によって付与される特惠関税の利用率を高めるのが狙いだ。原産地規則が複雑で、特に特惠関税と最恵国関税との差が小さい場合には、民間企業は最恵国関税を払うことで、特惠関税待遇を放棄することがあるからだ。太平洋同盟では一般的に、中間財が協定加盟国内で調達できない場合に原産地規則を柔軟に適用する。繊維・アパレル部門では、より厳格なルールが合意されており、必要な原材料が同盟域内で調達できないケースでは、第 3 国からの輸入を限られた期間免除する「短期供給」委員会を設立する (Direcon 2014c)。その上、サプライ・チェーンの多様化を促進するために、加盟国間で付加価値が「蓄積」⁶出来るようになった。この点も太平洋同盟の実践的で現実的な統合路線を反映している。

政府調達の分野では、既存の基準をアップグレードし、加盟国間での政府調達を促進する新しい基準と行動計画を打ち出している。議定書では、「透明性」「内国民待遇」、「非差別」「訴訟手続き」「電子的手段の使用条件」の項目に於いて、既存の二国間協定が更新された。また政府調達の対象になる機関の数を増やし、これまでの例外や除外を少なくしてゆくことで合意した。微小企業 (Mipyme) の政府調達への参入を強化するための規則と活動が設定された点が注目される (Direcon2014c)。この分野でも議定書がビジネス機会の創造に焦点を当てていることが分かる。しかし、太平洋同盟加盟国は 2014 年 4 月 6 日に発効した WTO 「政府調達に関する協定を改正する議定書」には署名していない⁷。

同議定書は、貿易円滑化と税関協力の分野においてもいくつか注目すべき成果を上げている。具体的には、次のような共同活動が計画されている。1) 税関当局間での情報交換を促進することで、税関犯罪に対してより迅速に対応する、2) 国際規格の採用や情報電子化によって、物品の税関クリアランスに必要な時間を縮小する、3) 税関手続きの簡素化を図ることで、通関を促進する、4) 同盟加盟国間での「相互承認」(mutual recognition) 基準を作成する、5) 貿易のためのシングル・ウィンドー「ワンストップ」制度 (Ventanillas Únicas de Comercio Exterior) の相互運用性向上を目指して、最初の段階では衛生植物検疫証明書と原産地証明書の発行から始める (Direcon 2014c)。このような具体的な共同作

6 累積規定(Accumulation)に関する付加価値基準による原産品判定では、一方の当該締結国領域で当該取引品の生産材料として使用される他方の締結国の原産品は、一方の当該締結国の原産材料とみなすことができる。

7 世界で政府調達を規制するのは、ウルグアイ・ラウンドの多角的貿易交渉と並行して交渉が行われた結果、1994 年 4 月にモロッコのマラケシュで作成され、1996 年 1 月 1 日に発効した WTO の「政府調達に関する協定」である。さらに 1997 年以降、同協定の適用範囲を更に拡大するための改正交渉が行われ、その結果、同協定の適用を受ける機関及びサービスの拡大、開発途上国の協定加入に対する特別な待遇、電子的手段の活用による調達手続の簡素化等の内容を盛り込んだ「政府調達に関する協定を改正する議定書」が 2014 年 4 月 6 日に発効した。ラテンアメリカからは、アルゼンチン、チリ、コロンビア、パナマがオブザーバー国資格で議定書交渉に参加したに過ぎない。

業によって、地域レベルでの競争力と生産性を高めるのが狙いだ。

貿易に関する技術的障害 (TBT) と衛生植物検疫 (SPS) の 2 章では、二国間貿易協定での公約、WTO での公約を越えた (WTO プラス) 条項が幾つか含まれている。透明性、規制当局間の協力、科学的根拠に基づく規律の強化、市場での関係機関の間でのコミュニケーションを改善など、多岐にわたって協力体制を作り上げることで合意している。本協定の条項の実施プロセスを監視する委員会を設置し、化粧品や医薬品市場における規制協力に関する作業を開始することで合意した (Direcon 2014 c)。この分野での協力を要請したのは、政府当局ではなく、4 カ国の民間セクターであることが、太平洋同盟の実践的な自由化アプローチを反映している。

3. メルコスール

メルコスールが掲げる目的とそれを達成するための規約・原則は、以下の 4 点が挙げられる。まず一つは自由貿易圏の創造であり、域内の関税及び非関税障壁の撤廃等による財、サービス、生産要素の自由な流通を保証することである。同時に、「対外共通関税」を採用することで、「関税同盟」を創設し、共通貿易政策の採択及び地域的、国際的経済・貿易面での立場の協調を図る。第 3 点は、マクロ経済政策、及び対外貿易、農業、工業、財政・金融、外国為替・資本、サービス、税関、交通・通信などのセクター別経済政策の協調を推進する。最後は、統合過程強化に必要な関連分野における法制度の調和である。現在、メルコスールをとりまく挫折感は、このような野心的な統合構想を非対称性が強い域内で短期間に実現することが困難である事実を示唆している。

域内関税の原則撤廃に関して、各国毎に保護品目が認められたものの、1995 年 1 月より域内関税は原則として撤廃され、特別な暫定的制度の対象となる自動車と砂糖を除いて、現在ではメルコスール域内貿易の関税撤廃は殆ど達成されている。2004 年に、メルコスール域内貿易全体の 89% 及びアルゼンチン-ブラジルの間の二国間貿易の 93% が無関税であった。だが、幾つかの重要なセクターでの貿易不均衡を是正するために、規制価格、輸入許可、数量制限、技術基準、セーフガード及び輸出自主規制など、多数の非関税障壁 (NTB) がメルコスール内で残っている。

輸出企業がメルコスール貿易委員会に提出した NTB 関連の苦情のデータによると、1995 年～2005 年間にメルコスール域内の非関税障壁で最も頻繁に苦情の対象となったのは、技術基準、関税障壁や特惠関税の分野で、その中でも農産物(全体の 39%)、金属、原料および化学製品に集中した (Berlinsky et. al. 2006)。ここで重要な点は、メルコスールは自由貿易圏の観点からして依然として不完全であるが、域内の紛争が域内関税よりも技術的障害 (TBT) と衛生植物検疫 (SPS) の非関税障壁に起因するところが大きいことだ。メルコスールの超国家機関として、常設仲裁裁判所が 2004 年 1 月に創設されたが、貿易紛争解決メカニズムとして稼働しているとは言い難い。また、メルコスールの「制度的統合」の大きな欠陥は、メルコスール採決の多くが国内法に組み込まれないことにある。メルコスールが欧州連合 (EU) をモデルにした緊密な制度的統合の形成を目指してきたが、その有効性と効率が現在問われている。太平洋同盟はこのような官僚的組織を避けてきた。

関税同盟への移行に向けて、例外品目は認めるが、対外共通関税率が導入によって、1995 年 1 月より全品目の約 85% にあたる品目 (約 9 千品目) が対外共通関税率の適用対象となった。問題は域外共通関税 (CET) が高く設定され、2010 年、メルコスールの対外共通関税率の税率の範囲は、一部の例外リストを除いて平均関税率は 13.6% であった。その上、

対外共通関税が 0~20%の枠（従価税換算）で変化し、2%刻みで増加する 11 のレベルに設定されており、例外品目は制度上 6 カ月ごとに品目コード数の 2 割までの変更が可能だ。共通関税の対象外となる品目も多く、加盟国によって異なる⁸。対外共通関税率と加盟国の関税率は、全関税表の約 70%で一致し、全対外輸入の約 50%に相当すると推定されるが⁹、2000 年代半ばで、対外共通関税の実質的な適用は、全域外輸入の約 35%に止まったと伝えられる。この第二のギャップは、特別な輸入制度、非メンバー国との二国間特惠貿易協定、およびセーフガードとアンチダンピング措置を実施するための共通ルールの欠如の有無と関連する (Da Motta Veiga; Pedro y Sandra P. Ríos 2007)。共通関税制度からの一時的な離脱や適用品目除外の延長などによって、不完全な対外共通関税が現在でも続いている¹⁰。関税同盟に関する限り、言動が行動に繋がらないのがメルコスールの現状である。

非対称性が顕著なメルコスールでは、近い将来に対外共通関税制度を完成させることは難しい。完全な対外共通関税制度が存在しないため、原産地規則が必要となる。現行のルールの下では、製品が 100%メルコスール内で生産された場合、または「地域の付加価値テスト」を満たす場合のみ優遇メルコスール関税率の対象となる。すなわち、輸出額の最低 60%がメルコスールの起源でなくてはならない。域内貿易において、メルコスール原産とみなされる（関税ゼロ）ための現地調達率は原則 60%（パラグアイについては 2008 年まで 40%、2014 年までは 50%、同年以降は 60%）に設定されている。完全な「関税同盟」が存在する場合には、原産地規則は原則として必要なくなるが、非対称性に対処するための優遇措置や対自動車産業の特殊規制などの結果、原産地規則が複雑化する傾向がある。

メルコスール域内でのサービス貿易の自由化は 1998 年から始まったが、期待されたほどの進展は見せていない。1997 年に締結され 2007 年 12 月に発効したオウロ・プレット議定書では、第 19 条において、締約国がサービス貿易自由化プログラムに従って 10 年以内（即ち 2015 年）で完全自由化に向けて毎年交渉を重ね、各締結国の譲許リストを提示し市場アクセスの改善を図る独自の交渉方法を採用している¹¹。同議定書は 30 条に及ぶ条項、各国の譲許リスト、自然人移動、金融サービス、陸上・水路輸送、航空運送サービスに関する附属書も含む包括的なものであるが、譲許リストが最後に交渉されたのは 2009 年の 9 月に再開した第 7 回交渉ラウンドである。太平洋同盟国間で締結されたサービス協定では、各国が約束表に自由化しないと掲載したもの以外は、自由化する義務を負う「ネガティブ・リスト方式」によるもので、交渉から除外されるサービスが限られている。それとは対照的に、メルコスール域内サービス貿易の自由化では NAFTA 型とは異なり、WTO/GATS 交渉で採用されている方式と同様に、各国が自由化すると、約束表に記載した項目についてのみ、自由化の義務を負うとする「ポジティブ・リスト」方式が適用される。メルコスール諸国は、1995 年に世界貿易機関 (WTO) の発足に伴い「サービス貿易に関する一般協定 (略称 GATS)」が発効した際に、WTO 加盟国が譲許したコミットメントの範囲を大幅には超えな

⁸ 2010 年共同市場審議会 (CMC) 決議第 58 号によると、ブラジルとアルゼンチンの場合、2015 年 12 月 31 日までそれぞれ 100 品目、パラグアイは 2019 年 12 月 31 日まで 649 品目、ウルグアイは 2017 年 12 月 31 日まで 225 品目の例外関税が認められている。

⁹ 両者間の違いは、資本財、ハードウェア、通信機器、および各国リストに含まれる暫定的な分野別の免除によるものである (Da Motta Veiga; Pedro y Sandra P. Ríos 2007)。

¹⁰ 経済危機下にあったアルゼンチンは、2001 年 3 月~2002 年末までの対外共通関税から一時離脱。2005 年 12 月、メルコスール首脳会議においてメルコスール加盟国は、機械、電気通信機器、ソフトウェア・ハードウェア機器における対外共通関税の適用除外措置を延長する事を合意し、また、アルゼンチンからブラジル向けの 100 品目の国別適用除外措置が 2008 年末まで有効期間が延長された。

¹¹ サービス貿易は、モンテビデオ協定、オウロ・プレット議定書、「サービスの貿易に関するアスンシオン議定書」、共同市場審議会の決議第 09/98、01/06 と 30/06、及び共同市場部会の採決第 36/00、76/00、13/02、52/03、33/04、65/05、16/07 で規制されている。

い限定的なものと考えられる。

ただし、メルコスール域内サービス貿易交渉では、これからの自由化の対象と成るべく全ての規制・障害をリストアップすることで「透明性」高めることを目指し、その上、将来新しい障害を設けてはいけなとする最低限で「現状維持」条項も含めたことは当時では革新的であったと言える。メルコスール域内では、サービス自由化は段階的に行われる予定であったが、実質的に、計画通り、自由化アジェンダが進んだとは言い難い¹²。その上、メルコスールは、対チリとの経済補完協定第 35 号の枠内において、サービス貿易の自由化について 2008 年の 6 月の会合で合意している。また、2004 年 7 月 15 日に発効したウルグアイメキシコ二国間協定交渉では、NAFTA 型のネガティブ・リスト方式が採用されたことは注目に値する。メルコスールはサービス貿易に於いても一枚岩ではない。

GATS 発効後 18 年以上が経過し、GATS 以上の自由化を実現するため、WTO ドーハ・ラウンド交渉（2001 年開始）とは別の取組として、有志国が新サービス貿易協定（TiSA : Trade in Services Agreement）策定に向けて集中的に議論している。交渉対象から特定分野をあらかじめ除外しないこと、現行のルールを強化すること等で意見の一致をみている。2013 年 6 月現在、TiSA 交渉の参加国・地域（22 か国・地域（EU 各国を含めると 48 カ国）のなかで、太平洋同盟 4 加盟国、チリ、コロンビア、メキシコ、ペルーと加盟が承認されているコスタリカ、パナマ、そしてメルコスールからはパラグアイが交渉に参加している。

本レポート（その 1）で指摘したように、メルコスールは、創設当初から加盟国間での財、サービス、資本、人の円滑な移動を促進することを目的とする「共同市場」形成を目指しており、太平洋同盟の統合目標と合致する。しかし、メルコスールの場合、「共同市場」に至る以前の「自由貿易圏」そして「関税同盟」の段階で蹉跌している。一方、統合の初期の段階から「関税同盟」の目標を掲げることなく、ラテンアメリカ統合連合（LAIA）の枠組みで締結されている二国間・多国間協定の収斂を図り、「関税同盟」条件を満たさずして、「共同市場」の目標に向かって段階的に推し進めることの方が有効的であるとの認識だ。太平洋同盟は通商政策に重点を置くことで、従来のラテンアメリカ内での統合イニシアティブとは異なり、官僚的色彩が薄い。

対太平洋同盟との関係を強化することで、メルコスールは「関税同盟」段階を迂回しながら、二国間・多国間協定との連携を図ることが可能となる。関税措置が貿易・投資促進の障壁としてその重要性を失いつつある現状を考慮すれば、このアプローチはメルコスールにとって良策かもしれない。また、太平洋同盟諸国と自由貿易圏構想を模索することによって、メルコスール諸国が域外諸国とのより柔軟な二国間連携体制も出てくる可能性がある。ただ、このような二国間交渉が増殖することで、現状で既に「不完全な」対外共通関税により多くの「穿孔」を開け、メルコスールの関税同盟の意義そのものが問われることになる。よって、単独ではなく、グループとして市場アクセスの交渉に臨む方が望まし

¹² 2008 年 12 月、メルコスールは、「サービス貿易自由化促進のために行動計画」を採択した。同行動計画では、2015 年にサービスが完全に撤廃されるよう 4 段階に分けて自由化を図る。第一段階は、2009 年までに各加盟国が、自由化が国内に影響を与え難いサービス分野、ある程度敏感、最も敏感な業種と、そして規制の調和化もしくは補完化が可能である分野かを識別すること。第二段階では、2010 年までに、未だにコミットメントが存在していないセクターの規制現状を統合すること、敏感ではない業種において「市場アクセス」及び「内国民待遇」に関する制限を排除する、さらに調和化や補完化が必要とされる業種において規制の枠組みを補完するための措置をとることなどが挙げられる。第三段階では、2012 年までに各加盟が敏感度中程度の分野での「市場アクセス」と「内国民待遇」に関する制限を排除することを約束する。第四段階では 2015 年までに、各メンバーが敏感度最大セクターの「市場アクセス」と「内国民待遇」に関する制限を排除し、メルコスール域内貿易で障官僚的障害として確認されている国内規制措置を排除することを約束すること（Stephenson and Robert 2011）。

い。また、既存の貿易協定間の相関性を最大限に生かし、断片化の問題を最小限に抑えるためには、それらの特惠協定間で明確な収斂化の方向性を見出すのが重要だ。

4. 両機関のルール収斂

両統合機関の関係強化を考える際には、前記した太平洋同盟加盟国が議定書で合意した自由化路線が、はたしてメルコスールのそれと類似性を持っているのか否かが重要である。そこで、太平洋同盟とメルコスール加盟国間で締結されている多国間及び 2 国間貿易協定の交渉分野を比較すると、それほどの違いがないことが分かる(表—9を参照)。まず「太平洋同盟議定書」とメルコスール協定を比較すると、太平洋同盟は知的財産所有権、商用関係者の一時入国でコミットメントを負っていないが、メルコスールは、共同市場審議会の議事案ではルール作成には合意しているものの、実際に実施に移されていない投資と競争政策の両分野を除いて、全ての分野でコミットメントを負っている。メルコスール協定は、表面上では包括的で「深い」協定のプロフィールを持っている。その意味では、アンデス共同体の協定も、電子商取引を除いて、全ての分野で譲許義務を負っている。

表—9：メルコスール・太平洋同盟諸国貿易協定の交渉分野、2014年7月現在

協定	越境サービス貿易	投資	知的財産	競争政策	政府調達	電子商取引	商用関係者の一時入国	貿易円滑化	衛生植物検疫技術的貿易障壁の一律化・平準化
太平洋同盟(追加議定書)	○	○	×	○	○	○	×	○	○
メルコスール	○	× ^a	○	× ^b	○	○	○	○ ^c	○
アンデス共同体	○	○	○	○	部分的	×	○	○	○
アンデス共同体(CAN)-メルコスール	報告・奨励的	報告・奨励的	× ^d	報告・奨励的	×	×	×	×	○
ボリビア-メキシコ	×	×	×	×	×	×	×	○	○
チリー-コロンビア	○	○	×	×	○	○	○	○	○
チリー-メルコスール	○	×	×	報告・奨励的	×	×	○	○	○
チリー-メキシコ	○	○	○	○	×	×	○	○	○
チリー-パナマ	○	○	×	×	×	×	×	○	○
チリー-ペルー	○	○	×	○	交渉予定	×	○	○	○
コロンビア-コスタリカ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
コロンビア-メキシコ	○	○	○	○ ^e	○	○	×	○	○
コロンビア-パナマ	○	○	○	○	○	○	○	○	○
コロンビア-ベネズエラ	×	×	×	×	×	×	×	×	×
コスタリカ-ペルー	○	○	○	○	○	×	○	○	○
メキシコ-ペルー	○	○	×	×	報告・奨励的	×	○	報告・奨励的	○
メキシコ-ウルグアイ	○	○	○	○	報告・奨励的	○	○	○	○
パナマ-ペルー	○	○	○	○	○	×	○	○	○

出所：ECLAC (2014a) Panorama de la Inserción Internacional de América Latina y el Caribe: Integración regional y cadenas de valor en un escenario externo desafiante, Documento informativo, 2014年10月 Santiago de Chile、表—III. 5、99頁から抜粋。

注：a/ 共同市場審議会 (CMC) 決議第 30/108 号に基づいて、投資協定ガイドラインの作成で合意。その後の展開についての入手可能な情報はない。

b/ 共同市場審議会 (CMC) 決議案第 43/10(2010年12月)によって発効したメルコスール競争防衛協定は現在無効。

c /2010年に合意された Mercosur 関税表(コード)は2014年9月現在無効。

d/ 協定締結国は WTO 「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」及び「生物多様性条約」によって規制される。

e/ 電気通信部門に限る。

一般的に、両統合機関の加盟国、及び加盟が既に承認されている諸国間では、知的財産所有権、競争政策、政府調達での譲許を避ける傾向がある。電子商取引もそのグループに入るかもしれない。移民問題、労働力移動の観点から、商用関係者の一時入国に関する譲許を協定に加えることについては、一般的に消極的である。その反面、越境サービス、そして特に貿易円滑化、衛生植物検疫 (SPS) においては、譲許する用意がある国が多い。し

かし、一律ではなく、ケース・バイ・ケースだ。例えば、チリは対コロンビア、パナマ、ペルーとの二国間協定では知的財産権の章が含まれていないが、対メキシコ協定では、同章が加えられており、両国がコミットメントを負っている。一方、コロンビアは知的財産権を二国間協定に含む傾向（例えば、対コスタリカ、メキシコ、パナマ協定では含まれている）はあるが、対ベネズエラ協定では回避している。各国の対貿易相手国との利害関係によって、交渉対象分野と交渉スタンスが異なり、域内では現実的で柔軟な交渉姿勢を保持している。よって、太平洋同盟のような多国間の協定交渉では、限られた「落とし所」での最小共通項になり易い。

太平洋同盟の全ての加盟国は、米国と貿易協定を締結しており、コロンビアを除いて、TPP 交渉にも参加している。表—10 に示されるように、米国が締結した FTA では、交渉対象テーマの領域のカバレッジにおいて、共通のパターンが検証される。オーストラリア、カナダ/メキシコ (NAFTA)、チリ、中米・ドミニカ共和国 (CAFTA/ DR)、コロンビア、パナマ、ペルー、シンガポールとの FTA は、NAFTA を「鋳型」(テンプレート) としての協定で、その後、NAFTA に環境、労働などの新しい交渉分野を追加し、サービスでの越境貿易だけでなく、電子商取引、プロフェッショナルサービスも含む「NAFTA プラス」型と呼ぶことができる。TPP では、市場アクセスが細分化され、農業、繊維・アパレルが個別で交渉されている。対韓国との FTA のように、国によっては、自動車、医薬品や医療機器の市場アクセス、競争政策と国営企業の関連項目も個別に交渉されている。TPP の交渉分野は、規制総合性、交際競争力、中小企業育成のバリューチェーン参入などの「分野横断的事項」も対象としている。太平洋同盟議定書の枠内で交渉された分野とは、表面的には重なるところはあるが、NAFTA プラス型とは、交渉範囲、「深さ」において、顕著に異なる。太平洋同盟加盟国は同同盟域内の自由化には、異なる現実的なスタンスを採りいれている点が重要だ。太平洋同盟議定書が生産ネットワークの国際化に焦点を当てていることは評価に値する。

表—10： TPP 対米国貿易協定 交渉テーマ別、2014 年 10 月現在

貿易協定の章/交渉テーマ	国	オーストラリア	カナダ/メキシコ	韓国	チリ	ペルー	CAFTA/DR	シンガポール	NAFTA	TPP
物品の市場アクセス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
農業	○	○	X	X	X	○	X	X	X	○
繊維とアパレル	○	○	○	○	○	○	X	X	X	○
医薬品 医療機器	○	X	X	X	X	X	X	X	X	○
原産地規則	○	○	○	○	○	○	X	X	X	○
通関手続き/貿易円滑化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
衛生植物検疫措置	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○
貿易の技術的障害	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○
貿易防衛	○	S	S	○	○	○	○	○	○	○
投資	○	○	X	○	○	○	○	○	○	○
投資家 国家紛争解決	X	C	○	○	○	○	○	○	○	○
越境サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
金融サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
商用関係者の一時入国	X	X	○	X	X	X	X	○	○	○
電気通信	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電子商取引	○	○	○	○	○	X	X	X	X	○
競争政策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
政府調達	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
知的財産権	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
労働	○	○	○	○	○	○	○	○	▲	○
環境	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
透明性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
紛争解決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
例外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
最終規定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
協力	X	X	X	X	X	X	X	X	X	○

出所：米州機構 (OAS) 貿易協定データベースから著者が作成。

注：C 検討中 P 手続き中 S セーフガードのみ ▲ 補完協定でカバーされている

本レポート（その2）で指摘したように、ラテンアメリカ域内貿易は、完成財の取引に支配されており、地理的に断片化する複雑なサプライ・チェーンの構成によって、部品や付属品を中心とした東南アジア域内貿易の推移とは対照的である。ラテンアメリカの現行貿易パターンは、残念ながら世界産業組織形態の主流を構成していないという懸念から、ラテンアメリカでのサプライ・チェーンの国際化が重要視されるようになった。R. ボールドウィンが第二の解体（second unbundling）¹³と名付ける新しい国際分業体制にラテンアメリカが積極的に参加出来るためには、関税障壁よりも、サービス及び投資の自由化・円滑化、原産地規則の統一と付加価値「累積」制度の策定、ロジスティクス・インフラ（港湾、税関）を含む「貿易円滑化」措置、インフラ（ハード並びにソフト）整備、法制・経済制度（SPS/ TBTを含む）の調和、貿易金融などの生産支持サービス等促進が優先項目になっている。第二の解体プロセスは新しい国際政策規律を必要とする（表一11を参照）（Kimura 2012）。また、生産ネットワークに必要な政策の多くは、ラテンアメリカの開発アジェンダでも重要項目であることに注視しなければならない。この意味で、太平洋同盟議定書は発展途上国の21世紀の地域自由貿易協定の規範を示しており、内容が現実的でありながらも画期的だと言える。

表一11：生産ネットワークの国際化に必要な政策

	生産ネットワーク構築に必要な固定費用削減に関する政策	生産ブロックを繋ぐリンク・コストの削減に関わる政策	生産ブロック内の生産コストの削減に関わる政策
「深い」貿易協定	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府調達市場アクセス ● 知的所有権の保護 ● 競争政策の設定 ● 法制・経済制度の調和（SPS/ TBT） ● 投資自由化・円滑化 	<ul style="list-style-type: none"> ● 関税即時撤廃 ● サービス貿易の自由化 ● 原産地規則の調和とその「累積」の可能性 ● 貿易円滑化 ● 商用関係者の移動の円滑化 ● 法制・経済制度の調和（SPS/ TBT） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 投資自由化・円滑化 ● 政府調達市場アクセス ● 知的所有権の保護 ● 法制・経済制度の調和（SPS/ TBT）
開発アジェンダ	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融などの生産支持サービスの充実 ● 海外投資の誘致 	<ul style="list-style-type: none"> ● ブロックレベルでの包括的生産性の向上 ● 物理インフラ整備 ● ロジスティクスのインフラストラクチャー整備（港湾、税関） ● マーケティング・販売網の充実（品質管理、国商標(Marca pais) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 技術革新能力の開発 ● 人的資源の開発 ● 金融などの生産支持サービスの充実 ● インフラストラクチャー・サービス供給 ● 中小企業の強化 ● 産業集積の形成

出所：木村福成「TPPと21世紀型地域主義」馬田啓一ほか編『日本のTPP戦略 課題と展望』文眞堂2012年、中川淳司『WTO貿易自由化を超えて』(岩波新書1416)2013年に基づいて著者が作成。

¹³ 19世紀末から20世紀初頭にかけて進んだ国際分業は、輸送コストが国際的に高く、生産と消費が国境を越えることはなく、両者が分離していた。交易されたのは原料財と完成品である。この国際分業では、国際政策規律の中心は関税であった。これに対して、1990年代以降に進んだ国際分業では、情報通信技術や輸送技術の革新の結果、それらのコストが大幅に低下したことで、個々の生産工程や調達販売工程が最適立地条件に応じて国境を超えて分散するようになった。このプロセスをボールドウィンは第二の解体と呼ぶ（Baldwin, 2011）。

しかし、太平洋同盟の域内貿易の額とその域内比率が低いことで、同同盟域内で生産ネットワークが大幅に拡充することは難しい。一次産品に集中する対アジア太平洋輸出構造を考慮すると、機械産業を軸とするアジアのサプライ・チェーン網に自立で参入するのは困難である。太平洋同盟加盟国が生産ネットワークの構築をメルコスール諸国と図ることがその第一段階である。それはまた、従来の「自由貿易圏」及び「関税同盟」に重点を置いてきたメルコスールの統合路線を改新・改革する役割を果たすかもしれない。

従来のラテンアメリカ域内での統合プロセスに対して高まる挫折感が、同地域諸国が域外諸国との FTA 締結を先行させるよう作用しているのが現況だ。しかし、これは地域統合という最終目標の代替とはならない。域外諸国との協定は、関連市場のアクセス改善には寄与するが、多くの場合、経済開発に必要な包括的視点に欠け、国際競争力促進も保証しない。特に先進国との貿易協定は、通常、サービス、投資、政府調達、知的財産、労働、環境等の分野での規定を含み、公共政策の実施面で発展途上国の自主性を制限する傾向がある。対先進国の二国間自由貿易協定に含まれる規制措置は、WTO 協定によって確立されるものより厳格なコミットメントを伴うのが通例で、「WTO プラス」的性格が強い (Rosales and Sáez, 2010)。従って、ラテンアメリカ諸国の制度的発展段階で対応できる規制措置であるとは言い難く、当地域の「開発」優先順位とは必ずしも合致しない。

太平洋同盟諸国が対先進国・地域と FTA を追求する目的は、「貿易転換」の可能性を極力少なくすることである。主要市場での特惠アクセスを維持・拡大し、タリフエスカレーション、関税ピークを回避し、一般特惠関税制度 (GSP) を整備・統一し、かつその拡大を図り、主要市場での他国企業との競争力の低下を防ぐことである。WTO 交渉が停滞する現状では、先進国と FTA を結ぶことが残された少ない選択肢だ。対照的に、地域及び準地域レベルの貿易協定では、自己の制度的発展の段階と見合った適切な内容の規制措置を採用することが出来る。その意味で、太平洋同盟は先駆者的な役割を果たしており、その相乗効果をメルコスールが自己の利益に活用するべきである。本レポート (その 2) で指摘したように、域内貿易では製造業品のウエイトが高いという利点と、中産階級の台頭による域内市場拡大の可能性の視点からしても、地域市場は戦略的な価値を持つ。その上、地域外パートナーとの協定に通常欠ける「地域公共財」提供の観点からも、地域統合はより自然な政策空間であるのは間違いない。

結論に代えて

ラテンアメリカ地域はいまだに数多くの重要課題を抱えている。同地域と先進国との生産性ギャップは顕在化するばかりか、国内経済の中の最も近代的部門と後進的部門との生産性ギャップも短縮されていない。ラテンアメリカ諸国は国際市場参入の「質」の課題に未だに対処できていないのが現状である。具体的には、同地域の国々は以下のような問題点の解決策を緊急に見出す必要がある。i) 貿易関連部門に付加価値を追加し、知識コンテンツを誘導し、貿易部門と経済全体の生産連携性 (「前方」と「後方」連結) を強化する、ii) ラテンアメリカ系企業が世界・地域内に存在するバリュー・サプライ・チェーンへより積極的に参入できるように図る、iii) 技術革新と競争力強化のために、貿易と投資両者間のリンクを強化しながら、域内で新たな官民提携を形成する、iv) 生産プロセスと技術革新の関係の強化を奨励する。

太平洋同盟がメルコスールとの関係を強化することは、域内貿易促進によって地域諸国が自身の世界競争力を強化し、主要国際市場参入の「質」を高める過程で、重要な役割を果たすと考えられる。その向上プロセスに伴い、「産業内貿易」と「貿易多様化」の両者が

促進され、ラテンアメリカの中小企業が世界貿易に積極的に参加できる能力も開発される。統合によって拡大された域内市場は「規模の経済」の利益、域内貿易の増加、海外直接投資（FDI）の誘致、ラテンアメリカ系多国籍企業（Trans-Latinas）の育成、地域全体の競争力(systemic competitiveness)等の誘発・強化にも役立つ。また、地域統合を軸とする経済開発戦略は、ラテンアメリカのサプライ・チェーンと他の新興地域の生産・貿易網との共有性を高め、同時にイノベーション・プロセスを促進するであろう。ラテンアメリカの場合、域内貿易は域外輸出と比較して付加価値が高く、より知識集約型であることから、域内貿易促進は雇用の創出に繋がり、中小企業の国際化にも貢献し、社会公正の改善にも寄与すると考えられる。

国際経済ではサプライ・バリューチェーンが急激に勢力を増しているが、それとは対照的に、ラテンアメリカ地域の生産統合は未だに幼稚的段階にあり、充実したバリューチェーン網の不在が同地域の輸出構造の高度化を妨げていると言える。この現象はラテンアメリカの統合プロセス自体の弱点に起因するのは勿論だが、TPP, TIIP, RCEP などの超地域メガ貿易協定を軸に再編成される世界経済の現況下では、限定された経済規模しかもたない国内市場より遥かにスケールが大きい地域市場との総合性を図ることは、正統かつより魅力的な政策である。

将来、ラテンアメリカ地域がサプライ・バリューチェーンを開発するには、財貿易に直接インパクトを与える障壁や「原産地規則」に関する制限だけではなく、サービス、投資、競争政策、知的財産、技術基準（TBT）等の新しい分野での規範・規律体制の不調和の問題が解消されなくてはならない。東アジアや中央・東ヨーロッパ諸国の貿易・投資パターンがラテンアメリカ内で再現され、サプライ・チェーンが有効に機能するには、地域諸国間の規制の調和化と平準化が最小限の条件となる。その他地域の経験は、市場先導型の「実質的統合」が政府主導型のもとで貿易・投資協定を媒体にして進展する「制度的統合」と平行して推進される両者間の相関過程の重要性を示唆している。この意味で、太平洋同盟議定書はラテンアメリカ諸国の 21 世紀の地域自由貿易協定の規範を示しており、メルコスール諸国にとっても、実践的かつ柔軟な協定となっている。

だが、太平洋同盟とメルコスール間での統合の完成化には時間がかかり、政治的意志とその遂行のために必要な行動力の間には依然として大きなギャップがあることは否定できない。域内・域外諸国と締結された数多くの貿易協定の間で、カバレッジ、規定・規制、「待遇」と「深度」の面で相違点が存在することを考慮すれば、それら協定間での貿易・投資ルールの収斂化は段階的に実行に移されなければならない。太平洋同盟は、その必要性を再確認し、そのプロセスを導くためのガイドラインを設定している。それが正に「太平洋同盟枠組み議定書」である。重要なのは、商品及び生産要素の可動性が高まり、異なった統合グループの個性や特殊性を重んじながら、それらに属するメンバー国間で適切な制度・組織の収斂化を追及しながら、市場拡大の基本路線を維持することである。

ラテンアメリカ諸国間では、衛生基準と技術規制の調和化を、まずは地域レベル、その後世界レベルで、図るのが賢明である。太平洋同盟の戦略はこれらの項目に重点を置いている。最初に各地域や準地域協定の規制間に同等性（equivalence）制度を確立するのが有利である。このような調和措置は「衛生及び植物検疫基準」（SPS）の相互承認(mutual recognition)のケースでよく見られるように、協定間の調和化を助成する。ラテンアメリカ諸国の大半で、SPS 関連の制度・組織構造を強化しそれを近代化する必要がある、経済統合の便益をフルに活用するには、各国、地域及び国際的なタイムリーな情報普及を可能にするシステムを確立・維持することが重要だ。また、標準化システム（品質）承認や衛生植物検疫規制の同等性と相互認識、及びバイオセーフティ基準調和達成のための合意が域

内では始めている。したがって、政府が適切な生産慣行を誘導することは、経済統合の重要な手段であって、共同イニシアティブが正当化されるのは当然である。これは、地域・準地域の輸入業者のためだけでなく、これらの措置が生産、消費、貿易面でも有益な公共政策と考えられ、国内の消費者にも利益をもたらす。

世界及び地域の両レベルで展開するサプライ・チェーンに活発に参入するための第一段階は、域内経済での原産地規則の累積を可能にする制度を確立することであるが、それを地域レベルで最初に成し遂げたのが太平洋同盟だ。また、投資、サービス、政府調達等の分野での規制基準の調和化は域内のサプライ・チェーン開発に直接的な影響を与えるため、それらの分野に於いても太平洋同盟がメルコスールと協調して、ルールの収斂化・平準化の課題に徐々に対処していくことが重要である。ALADI の枠組みで署名されている経済補完協定 (ACE) の一部は、非メンバー国から輸入される商品に関しては、この蓄積を許可している。しかし、その他の経済補完協定では、その可能性はいまだに存在しない。

ラテンアメリカ地域は、世界のリーダー格諸国と比較して、外国貿易に関連するコスト面で大幅に遅れている。これは輸送インフラや通関手続きの不備、物流サービス供給での品質・価格競争力不足など、さまざまな欠陥に起因する。貿易円滑化が貿易取引に必要な官僚的手続き(書類)数、その手続きを完了するのに必要な「時間」ロスから生じる赤テープの削減だけでなく、輸送インフラや物流サービスの可用度といった問題点も含むため、その概念は広範囲で理解されるべきである。太平洋同盟が広範囲での「貿易円滑化」を強調する理由はまさにここにある。

さらに、ベネズエラとアンデス共同体の加盟国間で、既成の関税や規制合意を出来る限り保持するのが望ましい。このような既成措置を維持する目的で、各アンデス共同体メンバー国とベネズエラ間で幾つかの二国間協定や補完協定交渉が締結された。これらの協定は、ベネズエラ、ボリビアとエクアドルとで個別に締結されている。コロンビアとも協定が締結されている。ペルーとは合意は成立しているが、未だに発効していない。ベネズエラとボリビアを孤立させないことが重要だ。

太平洋同盟とメルコスールの関係強化は、ラテンアメリカ地域の国々が直面している構造的な問題に対処する上で大きな役割を担うと考えられる。ラテンアメリカ経済を取り巻く現在の国際経済を考慮すれば、上記の課題への対応策の多くは地域統合の拡充と深い関係があることが分かる。「悲観的」で「不確実」な先進国の成長見通しでは、ラテンアメリカの対先進国市場輸出の需要は今後数年間で低下すると予想されるが、域内市場はその緩衝財の役割を果たすと期待される。したがってこの可能性を活用するには、両統合機関の政府当局は、統合されたより大規模な経済空間の創造を目指して、地域統合政策を今後優先すべきである。

参考文献

ALADI (Latin American Integration Association)(2011), *Disposiciones sobre acumulación de origensuscritas al amparo del TM80* (ALADI/SEC/di 2422),Montevideo, 8 July.

Almonte, L y Morales M. (2012). ¿Un nuevo intento a la integración latinoamericana? México y la Alianza del Pacífico. Cuadernos sobre Relaciones Internacionales, Regionalismo y Desarrollo, 7, 111- 133.

Baldwin, Richard (2011) “21st Century Regionalism: Filling the Gap between 21st Century Trade and 20th Century Trade Rules.” Centre for Economic Policy Research Policy Insight No. 56, May.

Bartesaghi, Ignacio (2014) “El Mercosur y la Alianza del Pacífico, ¿más diferencias que coincidencias?” Revista Digital Mundo Asia Pacífico, Centro de Estudios Asia Pacífico, Universidad de EAFIT, Vol.3 , Número 1 Enero - Junio

Berlinski, Julio; Ramón Torrent; Francisco E. Pires de Souza; Daniel Chudnovsky y Andrés López (2006) “15 años de MERCOSUR: comercio, macroeconomía e inversiones extranjeras. Serie Red Mercosur, No. 8: Montevideo.

Da Motta Veiga; Pedro y Sandra P. Ríos (2007), “O regionalismo pós-liberal, na América do Sul: origens, iniciativas e dilemas”, Serie Comercio internacional, No.82, CEPAL, Santiago.

DIRECON(2014a) “Chile explora nuevas áreas para profundizar relaciones económico-comerciales con Brasil”,14 octubre, 2014

———(2014b) “Viceministros de Comercio y RR.EE. de Alianza del Pacífico destacan avances en ventanilla única regional de comercio y agenda con países observadores” 10 octubre, 2014

———(2014c), “Alianza del Pacifico. Protocolo Adicional al Acuerdo Marco: ¿Qué significa?”, febrero 2014

ECLAC (2014a) Panorama de la Inserción Internacional de América Latina y el Caribe: Integración regional y cadenas de valor en un escenario externo desafiante, Documento informativo, 2014 年 10 月 Santiago de Chile.

———(2014 b) Regional integration: towards an inclusive value chain strategy, LC/G.2594(SES.35/11) • May 2014, Santiago, Chile.

———(2014c) Foreign Direct Investment in Latin America and the Caribbean 2013, Briefing Paper, 5 月、 Santiago de Chile.

———(2010a), Opportunities for convergence and regional cooperation (LC/L.3201), Santiago, Chile.

———(2008), “The Mercosur Experience”, International Trade and Integration Division, November 2008

Durán Lima, José and Alessia Lo Turco (2010), “El comercio intrarregional en América Latina: Patrón de especialización y potencial exportador”, *Los impactos de la crisis internacional en América Latina: ¿Hay margen para el diseño de políticas regionales?*, María Inés Terra and José Durán Lima (coords.), Red MERCOSUR series, No. 18, Montevideo, August.

lainformacion.com/Efe (2014) “Chile apuesta en la convergencia entre la Alianza del Pacífico y el Mercosur” , 14 octubre 2014

Infolatam /Efe (2014) “Brasil propone adelantar acuerdo comercial de Mercosur y Alianza del Pacífico”, Noticias por Centro de Estudios Estrategicos, 24/07/2014, , Brasillia

Intal (2014) “MERCOSUR-Pacific Alliance: Brazil seeks to step up free trade with Colombia and Peru”, Monthly Newsletter, September 2014

Inter-American Dialogue (2014), “Will Mercosur and the Pacific Alliance Strengthen Ties?”, Latin

America Advisor, October 2, 2014

IDB/ECLAC/World Bank (Inter-American Development Bank/Economic Commission for Latin America and the Caribbean/World Bank) (2011), “Investing in integration. The returns from software-hardware complementarities”, Policy Discussion Brief, paper presented at the fourth Meeting of Ministers of Finance of the Americas and the Caribbean, Calgary, Canada, 26 March.

elnuevosiglo.com (2014) “Brasil y Colombia avanzan en la facilitación de comercio”, 1, septiembre, 2014,

<http://www.elnuevosiglo.com.co/articulos/9-2014-brasil-y-colombia-avanzan-en-la-facilitaci%C3%B3n-de-comercio.html>

JETRO(2014a) ジェトロ世界貿易投資報告 2014年、9月

<http://www.jetro.go.jp/world/gtir/2014/>

——(2014b) 「4カ国の証券市場統合などで前進-第9回太平洋同盟首脳会合が開催-(チリ、コロンビア、メキシコ、ペルー)」 014年6月27日 中南米課

——(2013) 「例外100品目の輸入関税引き上げを実施(アルゼンチン)」 通商弘報 2013年1月28日 サンパウロ事務所

Kimura, F. (2012a), ‘Japan’s Mission on Constructing a New International Economy Order’, Japan Economic Currents- A Commentary on Economic and Business Trends. Tokyo: KeizaiKoho Center, Japan. Available at: <http://www.kkc.or.jp/english/activities/publications/economic-currents81.pdf>.

木村福成 (2012b) 「TPPと21世紀型地域主義」馬田啓一ほか編『日本のTPP戦略 課題と展望』文眞堂 2012年。

中川淳司 (2013) 『WTO 貿易自由化を超えて』(岩波新書 1416) 2013年。

Peña, Félix (2014) “Convergence and Productive Articulation at Regional Level: A timely initiative arising from the recent Summit of the Pacific Alliance, International Trade relations Relations Newsletter, July 2014

—— (2013). Negociaciones Comerciales de la Argentina. MERCOSUR Y ALIANZA DEL PACÍFICO EN LA INTEGRACIÓN REGIONAL: Primera aproximación a la pregunta ¿se contraponen o se pueden complementar? Recuperado el 10 de setiembre de 2013 de: <http://www.felixpena.com.ar/index.php?con>

Malamud, C. (2012). “La Alianza del Pacifico: un revulsivo para la integración regional en América Latina”, Análisis Real Instituto, 27 junio, (working paper).

Mulder, Nanno, Sebastián Sáez, Claudia de Camino; Alfonso Finot (2007) “Trade in services in Latin America and the Caribbean: an analysis of recent trends”, Comercio Internacional, N° 84 (LC/L.2830-P), ECLAC, Diciembre, 55 pp.

Pereira, Lia Valls, Ricardo Sennes, Nanno Mulder (2009) ”Brazil's emergence as the regional export leader in services: A case of specialization in business services” Comercio Internacional, N° 94 (LC/L.3124-P),ECLAC, Octubre 2009, 45 pp.

Rosales, Osvaldo and Sebastián Sáez (comps.) (2010), Temas controversiales en negociaciones comerciales Norte-Sur, Libros de la CEPAL, No. 106 (LC/G.2417-P), Santiago, Chile, Economic Commission for Latin America and the Caribbean (ECLAC), August. United Nations publication, Sales No. S.09.II.G.94.

Secretaría de Economía de México (2012). Memorias Documentales. Unidad de Coordinación de Negociaciones Internacionales, Alianza del Pacífico. Recuperado el 12 de setiembre de 2013 de: http://www.economia.gob.mx/files/transparencia/informe_APF/memorias/6_md_alianza_pacifico_sce.pdf

SELA (2013). La Alianza del Pacífico en la Integración Latinoamericana y Caribeña, SP/Di N°1-13. Recuperado el 12 de setiembre de 2013 de:
<http://www.sciencespo.fr/opalc/sites/sciencespo.fr.opalc/files/SELA%20AP%20y%20la%20integracion%20Latam.pdf>

Stephenson Sherry and Maryse Robert (2011), “Innovations of Regionalism in Services in the Americas” Working Paper No 2011/34, Swiss National Centre of Competence in Research May

Tremolada, E (2013) ¿Y ahora la Alianza del Pacífico? En Eric Tremolada (Ed), Repensando la integración y las integraciones (pp. 233 – 261). Bogotá, Colombia: Universidad Externado de Colombia.

WTO/IDE/JETRO (World Trade Organization/Institute of Developing Economies/Japan External Trade Organization) (2011), Trade Patterns and Global Value Chains in East Asia: From trade in goods to trade in tasks, Geneva.